

別表

令和7年度 臨時給水経費基準表

区分	金額(税抜き)
労務費	1時間につき 2,080円
車両費	3t車 1台、1回につき 13,300円
	4t車 1台、1回につき 14,300円
事務費	労務費及び車両費合計の100分の20
消費税相当額	各区分の合計額の100分の10

《備考欄》

・労務費

大分市上下水道局職員（業務委託契約による客先常駐社員を含む。）が臨時給水に従事した時間（準備及び移動にかかる時間を含む。）及び人員数に、臨時給水申込日の前々年度の水道事業会計決算における、勤務1時間当たりの給料の額（職員1人当たりの平均額）を乗じて得た額とする。ただし、臨時給水を勤務時間外に行う場合は、勤務1時間当たりの給料の額に勤務時間外の割増係数を乗じた額とする。

臨時給水に要した時間が1時間に満たない場合は1時間として算定し、1時間以上の端数がある場合はその端数が30分に満たない場合は切り捨て、30分を超えた場合は切り上げるものとする。

・車両費

臨時給水のために使用した給水車の車両に係る経費は、水道施設等の破損事故に伴う復旧費の請求に関する取扱要綱（令和6年4月1日制定）別表における金額を準用する。

・事務費

労務費及び車両費の合計額に100分の20を乗じて得た額とする。

・消費税相当額

各区分の合計額に、消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を加算するものとする。この場合において、1円未満の端数がある時は、これを切り捨てる。